

様式第8号(表面)

労働者災害補償保険

標準字体

休業補償給付支給請求書 第 回  
休業特別支給金支給申請書 (同一傷病分)

ア カ サ タ ナ ハ マ ヤ ラ フ  
イ キ シ チ ニ ヒ ミ リ ン  
ウ ク ス ツ ス フ ム ユ ル  
エ ケ セ テ ネ ヘ メ シ  
オ コ ソ ト ノ ホ モ ヨ ロ

〇 濁点、半濁点は一文字として書いてください。  
(例) カ “ハ”

書類種別 修正項目番号① 修正項目番号② ①管轄局署  
※ 34310

②労働保険番号 13101000000000  
③新簿別 ④受付年月日

⑤労働者の性別 ⑥労働者の生年月日 ⑦傷又は発病年月日  
1男 15101000 000000

⑧氏名 (カタカナ) シヤロウ シロウ

⑨住所 横浜市西区みなとみらい

⑩平均賃金

⑪療養のため労働できなかった期間 240903 から 240914 まで 11 日 うち 1 日

⑫療養の現況 ⑬療養のため労働できなかった期間

⑭療養のため労働できなかった期間

⑮療養のため労働できなかった期間

⑯療養のため労働できなかった期間

⑰の者については、⑦、⑧、⑨、⑩から⑭まで(⑮の⑯を除く)、及び別紙2に記載したとおりであることを証明します。

24年9月19日  
事業の名称 ビジネスサポートセンター株式会社  
事業場の所在地 神奈川県横浜市中区本町2-15 7F  
事業主の氏名 平川 将  
労働者の直接所属 同上

⑰の者については、⑰から⑳までに記載したとおりであることを証明します。

⑰の者については、⑰から⑳までに記載したとおりであることを証明します。

請求人の 氏名 社労士朗

労働基準監督署長 殿

※印の欄は記入しないでください。  
(職員が記入します) 裏面の注意事項を読んでから記入してください。

⑨、⑮の、自社に事業に該当しない項目は未記入のまま提出して問題ありません。

(注意) 一、〇□で表示された枠以下、記入枠という。に記入する文字は、先学的文字採取装置(OCR)で直接読取りを行いますので、この用紙を汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたりしないでください。



様式第8号(別紙1)(表面)

労働保険番号				氏名	災害発生日月日
府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	社 労 士 朗
13	10	10	000000	0000	
					24年7月3日

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		H20年 4月 1日			常用・日雇の別	常用 日雇
賃金支給方法		月給			週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制	賃金締切日 毎月 末 日
A	月よって支払ったもの期間に	賃金計算期間	6月1日から6月30日まで	7月1日から7月31日まで	8月1日から8月31日まで	計
		総日数	30日	31日	31日	91日
		基本賃金	200,000円	200,000円	200,000円	600,000円
		役職手当	30,000	30,000	30,000	90,000
		住宅手当	10,000	10,000	10,000	30,000
計	240,000円	240,000円	240,000円	720,000円		
B	日若しくは他の請負制による時間又は出来高払制その他	賃金計算期間	6月1日から6月30日まで	7月1日から7月31日まで	8月1日から8月31日まで	計
		総日数	30日	31日	31日	91日
		労働日数	20日	21日	22日	63日
		基本賃金				
		残業手当	10,000	15,000	12,000	37,000
計	10,000円	15,000円	12,000円	37,000円		
総計		250,000円	255,000円	252,000円	757,000円	
平均賃金		賃金総額⑤ 757,000円 ÷ 総日数④ 91 = 8,318円 68銭				
最低保障平均賃金の計算方法						
Aの⑤ 720,000円 ÷ 総日数④ 91 = 7,912円 09銭⑥						
Bの⑥ 37,000円 ÷ 労働日数⑦ 63 × $\frac{60}{100}$ = 994円 62銭⑧						
⑥ 7,912円 09銭 + ⑧ 994円 62銭 = 8,906円 71銭 (最低保障平均賃金)						
日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	労働日数又は労働総日数	賃金総額	平均賃金(④÷③× $\frac{73}{100}$ )	
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額 円				
	第4号の場合	従事する事業又は職業				
	第4号の場合	都道府県労働局長が定めた金額 円				
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日 年 月 日 職種 平均賃金協定額 円					
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額⑤-休業した期間にかかる②の①) ÷ (総日数④-休業した期間②の②) ( 円 - 円 ) ÷ ( 日 - 日 ) = 円 銭						

いずれが高い方が平均賃金となります。なお、銭未満は切り捨てて計算します。